

実務対応報告公開草案第 28 号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い(案)」へのコメント

平成 20 年 10 月 23 日
公認会計士 加藤 健一郎

平成 20 年 10 月 16 日付で公表されました実務対応報告公開草案第 28 号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い(案)」について、以下のとおりコメントを提出させていただきます。

Q3へのコメント

コメント

経営者の合理的な見積りに基づいて時価を算定する場合の留意事項として、金融商品実務指針第 54 項の引用の後に、以下の文言を挿入すべきであると考えます。

「なお、売買事例が極めて少ないことや売手と買手の希望する価格差が著しく大きいことを背景として経営者の合理的な見積りに基づいて時価を算定する場合には、特に上の (1) および (2) における「変動要因」に、流動性が低いことを反映したリスク調整を含める必要があることに留意する。リスクの調整に当たっては、売買事例が少ないながらも実際に成立している取引（不利な条件で引き受けざるを得ない取引又は他から強制された取引を除く）における価格や、売手と買手の希望する価格差の程度等を考慮する。」

理 由

金融商品の流動性が高い場合の時価と流動性が低い場合の時価とは異なります。経営者の合理的な見積りに当たって流動性の差を考慮することは当然です。しかし、従来、現在のように金融市場全体で流動性が低いことは少なかったので、必ずしも流動性リスクの考慮が割引キャッシュフローモデル等による時価算定の実務において重要な影響を与えていなかったのが実情であると考えます。そのような状況下で流動性リスクを加味すべきことを明記しない場合には、売買事例は少ないながらも実際の取引において成立している価格を単純に無視し、流動性リスクを加味しない不合理な「経営者の合理的な見積り」に頼る実務が横行しかねないと考えます。

実際、米国における市場が活発でない状況における公正価値算定に関する指針の提供過程においては、2008 年 9 月 30 日に SEC および FASB が公表した「Clarification on Fair

Value Accounting」¹は、公正価値算定ルールの緩和だと受け取られ、それまで SEC に内部評価モデルの使用を認めることを求めていた米国銀行協会（American Bankers Association、「ABA」）が同日に大歓迎の声明を公表していました²が、2008年10月10日の FASB による FASB Staff Position FAS 157-3³（「FSP 157-3」）の公表後の週明けの10月13日には、その ABA が当該 FSP の発効を停止することを求める書簡を SEC に対して送付しています⁴。9月30日の Clarification が歓迎され、10月10日の FSP 157-3 が非難を受けた理由の一つは、前者には流動性リスクに係る調整に直接的に言及した文言が入っておらず単に「適切なリスクプレミアムを含む経営者の見積りの使用が許容される」という表現であったのに対し、FSP 157-3 では「使用する評価技法の如何にかかわらず、事業体は市場参加者が行うであろう不履行リスクおよび流動性リスクに係るリスク調整を含めなければならない」（FSP 157-3 第9項c）という表現や、「割引率に織り込まれているリスクには、不履行リスク（デフォルト・リスクや担保価値リスク）および流動性リスク（現在の市場の状況のもとで売却することが困難な資産を購入しようとする市場参加者が受け取る報酬）が含まれる」（FSP 157-3 第11項により加えられた改定後の財務会計基準書第157号の A32F 項）と述べた例示を入れるという対処により、流動性リスクを加味する必要性を明記したことにあるとも言われております⁵。

このような米国の状況は、内部モデルによる経営者の合理的な見積りに流動性リスクを考慮すべきことを明記しないことにより実務がばらばらになりうることのよい実例であると考えます。金融商品実務指針第54項を引用した「その他の変動要因」や「変動要因等」には流動性リスクが含まれるという解釈も当然にできますが、明記しないことにより実際に他国で誤解が引き起こされています。

今回の実務対応報告の誤解を防ぐため、また、それにより日本の会計基準のもとで作成される会計情報の質を他の会計基準で作成される会計基準に比較して低下させないために、経営者の合理的な見積りを時価とする場合の注意を喚起することが必須であると考えます。

以 上

¹ 「SEC Office of the Chief Accountant and FASB Staff Clarifications on Fair Value Accounting」、U.S. Securities and Exchange Commission、2008年9月30日

² American Bankers Association の News Release, 2008年9月30日

³ FASB Staff Position No. FAS 157-3 「Determining the Fair Value of a Financial Asset When the Market for That Asset is Not Active」、FASB、2008年10月18日

⁴ American Bankers Association の News Release, 2008年10月13日

⁵ 「Banks to SEC: Overrule FASB Fair-Value Guidance」, CFO.com, 2008年10月13日内の ABA Chairman の Edward L. Yingling 氏の発言